

令和8年3月臨時

四万十町教育委員会

會議資料

日 時： 令和8年3月19日（木）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第 1号 専決処分の承認について
- ② 承認第 2号 専決処分の承認について
- ③ 承認第 3号 専決処分の承認について
- ④ 議案第 1号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑤ 議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥ 議案第 3号 四万十町国際交流活動推進員の任用、勤務条件等に関する規則について
- ⑦ 議案第 4号 四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について
- ⑧ 議案第 5号 四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- ⑨ 議案第 6号 四万十町社会教育委員の委嘱について
- ⑩ 議案第 7号 四万十町図書館協議会委員の任命について
- ⑪ 議案第 8号 四万十町文化財保護審議会委員の委嘱について
- ⑫ 議案第 9号 四万十町スポーツ推進委員の委嘱について
- ⑬ 議案第10号 令和8年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について
- ⑭ 議案第11号 四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について
- ⑮ 議案第12号 令和8年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

### 5 協議事項

### 6 報告事項

- ① こども誰でも通園制度の実施に必要な規則等の制定について
- ② 四万十町保育所条例施行規則の改正について
- ③ 四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱について

### 7 その他

教育長	谷口 和史
委員	横山 順一、 野中 裕子、 西谷 史
事務局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

## 承認第1号

### 専決処分の承認について

区域外就学の協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史



承認第2号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史



承認第3号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史







## 議案第3号

四万十町国際交流活動推進員の任用、勤務条件等に関する規則について

四万十町国際交流活動推進員の任用、勤務条件等に関する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

### 記

四万十町国際交流活動推進員の任用、勤務条件等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例（令和元年四万十町条例第12号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき、四万十町国際交流活動推進員（以下「推進員」という。）の任用、報酬その他の勤務条件について、四万十町会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和2年四万十町規則第3号）及び四万十町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年四万十町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 推進員の身分は、条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

(推進員の職務)

第3条 推進員は、国際交流活動の推進の関する次の各号に掲げる事務を職務とする。

- (1) 外国語刊行物等の編集及び翻訳並びに監修
- (2) 国際交流事業の企画及び立案並びに実施に当たっての協力助言
- (3) 外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等
- (4) 任用団体の職員又は地域住民に対する語学指導への協力
- (5) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言及び参画
- (6) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力（保育所、認定こども園及び小学校におけるものを含む。）
- (7) その他教育委員会が必要と認める職務

(推進員の任用)

第4条 推進員は、四万十町招致外国青年就業規則（令和2年教育委員会規則第5号。以下「外国青年就業規則」という。）第2条に規定する国際交流員であって、外国青年就業規則第5条に規定する任期が満了した者のうち、本町の国際交流活動の推進に必要であると認める者を教育委員会が任用するものとする。

（報酬等）

第5条 推進員の報酬等は、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 報酬の額は、外国青年就業規則第7条第1項に規定する参加者の来日後4年目及び5年目の額とする。

（2） 推進員には、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

（勤務時間）

第6条 推進員の勤務時間は、1週間につき35時間（休憩時間を除く。）とする。

2 推進員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間とする。）とし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、所属長は、1日につき7時間の勤務時間を超えない範囲内で、勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、推進員に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項の勤務の指示に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の規定により当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務又は1日につき8時間を超える勤務はさせないものとし、同法第35条第1項の規定により毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

（年次有給休暇）

第7条 推進員は、任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 推進員が再任用される場合には、12日を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができる。

3 所属長は、推進員から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

（旅費等）

第8条 推進員が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、旅費を支給する。

2 町は、別に定めるところにより、推進員の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に支給するものとする。

（1） 任期満了後の翌日から1か月以内に、日本において町又は第三者と雇用契約を締結しないこと。

（2） 任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために

日本を出発すること。

- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により任期満了前に帰国する場合で、所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国旅費を支給することができる。

(支援等)

第9条 教育委員会は、推進員に対し必要な支援等を行う。ただし、財政的な支援は、予算の範囲内とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 【要旨】

令和8年4月にJETプログラムの最長契約期間（5年）が満了する本町の国際交流員イ・ヘヒョン氏について、多分野にわたる業務を円滑に後任に引き継ぐため、新たに四万十町国際交流活動推進員の職種を定めて雇用を継続するものです。

### 【規則の概要】

雇用期間5年目の国際交流員と同水準の雇用形態となるよう、任用、報酬、勤務時間、休暇等の必要な規定を整備します。

### 【施行期日】

令和8年4月1日

## 議案第4号

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

### 記

#### 四万十町教育委員会規則第 号

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（利用許可の申請等）

第2条 条例第9条の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第1号により指定管理者に申請しなければならない。ただし、申請当日に利用する場合には、口頭その他指定管理者が定める方法により申請することができる。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、その利用を許可するときは、様式第2号（前項ただし書の規定による申請にあっては、口頭）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による許可を受けた者は、当該利用の前に、指定管理者に利用料金を納付するものとする。

第3条を削る。

第4条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料」に、「町長が特に」を「町長又は指定管理者が公益上」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料」に、「別の事情は、次の各号のいずれかに該当するとき」を「場合は、利用者の責めに帰することのできない事由により利用ができなくなった場合その他の指定管理者が認める場合」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

様式第1号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 【要旨】

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則は、同センターの管理に必要な事項を定めた規則です。

現在の規則には、運営協議会の設置規定がありますが、同センターは平成20年の条例改正により指定管理者が管理することとなっており、運営協議会を設置する必要がなくなっているため、規則を改正するものです。

#### 【施行期日】

令和8年4月1日

#### 【新旧対照表】

別紙のとおり

#### 【参考条例】

四万十町窪川B&G海洋センター条例（平成20年四万十町条例第38号）抜粋

（指定管理者による管理）

第3条 海洋センターの管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

四万十町窪川B & G海洋センター管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町窪川B &amp; G海洋センター管理規則 (趣旨)</p>	<p>四万十町窪川B &amp; G海洋センター管理規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、四万十町窪川B &amp; G海洋センター条例（平成20年四万十町条例第38号）第21条の規定に基づき、四万十町窪川B &amp; G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、四万十町窪川B &amp; G海洋センター条例（平成20年四万十町条例第38号）第21条の規定に基づき、四万十町窪川B &amp; G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p><u>(運営委員会)</u></p> <p>第2条 <u>海洋センターに運営委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>運営委員会は、委員18人以内で組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、四万十町スポーツ推進委員に関する規則（平成18年四万十町規則第35号）第3条の規定により委嘱された委員（海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。）をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、2年とする。</u></p> <p>5 <u>運営委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p>
<p>(<u>利用許可</u>の申請等)</p>	<p>(<u>使用許可</u>の申請等)</p>
<p>第2条 <u>条例第9条の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第1号により指定管理者に申請しなければならない。ただし、申請当日に利用する場合には、口頭その他指定管理者が定める方法により申請することができる。</u></p>	<p>第3条 <u>海洋センターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、四万十町窪川B &amp; G海洋センター使用許可申請書（様式第1号）に使用料を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の申請があった場合において、その<u>利用</u>を許可するときは、<u>様式第2号（前項ただし書の規定による申請にあっては、口頭）により当該申請者に通知</u>するものとする。</p>	<p>2 <u>所長</u>は、前項の申請があった場合において、その<u>使用</u>を許可するときは、<u>四万十町窪川B &amp; G海洋センター使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付</u>するものとする。</p>
<p>3 <u>前項の規定による許可を受けた者は、当該利用の前に、指定管理者に利用料金を納付するものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(<u>利用料金</u>の減免)</p> <p>第<u>3</u>条 条例第13条の規定により<u>利用料</u>を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町又は教育委員会が主催又は共催する事業であるとき。</li> <li>(2) 町の社会教育団体が主催又は共催する事業であるとき。</li> <li>(3) 保育所又は町立小中学校が授業に使用するとき。</li> <li>(4) その他<u>町長又は指定管理者が公益上</u>必要と認めるとき。</li> </ol> <p>(<u>利用料金</u>の還付)</p> <p>第<u>4</u>条 条例第14条ただし書の規定により<u>利用料</u>を還付することができる<u>場合は、利用者の責めに帰することのできない事由により利用ができなくなった場合その他の指定管理者が認める場合</u>とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第<u>5</u>条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(<u>使用料</u>の減免)</p> <p>第<u>4</u>条 条例第13条の規定により<u>使用料</u>を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町又は教育委員会が主催又は共催する事業であるとき。</li> <li>(2) 町の社会教育団体が主催又は共催する事業であるとき。</li> <li>(3) 保育所又は町立小中学校が授業に使用するとき。</li> <li>(4) その他<u>町長が特に</u>必要と認めるとき。</li> </ol> <p>(<u>使用料</u>の還付)</p> <p>第<u>5</u>条 条例第14条ただし書の規定により<u>使用料</u>を還付することができる<u>特別の事情は、次の各号のいずれかに該当するとき</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>事故等やむを得ない事由により海洋センターの使用ができなくなったとき。</u></li> <li>(2) <u>その他前号と同等以上と認められる事情のあるとき。</u></li> </ol> <p>(補則)</p> <p>第<u>6</u>条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

議案第5号

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

四万十町教育委員会規則第 号

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

四万十町教育委員会公印規則（平成18年四万十町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とする。

別表中「

窪川勤労者 体育センター 所長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課長	1
窪川四 万十会 館長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課長	1
窪川運動 場管理事 務所長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課長	1

」を「

窪川四 万十会 館長印	方18ミリメートル	柘	柘書	生涯学習課長	1
-------------------	-----------	---	----	--------	---

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**【要旨】**

窪川勤労者体育センターについては、令和8年度から社会体育施設の一つとして位置付けて運用することとなったため、不要となる所長印を廃止するものです。また、現状で使用されておらず今後も使用することがない窪川運動場管理事務所長印についても、あわせて廃止します。

**【施行期日】**

令和8年4月1日

**【新旧対照表】**

別紙のとおり

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町教育委員会公印規則</p>	<p>四万十町教育委員会公印規則</p>
<p>第1・2条 (略)</p>	<p>第1・2条 (略)</p>
<p>(公印の種類)</p>	<p>(公印の種類)</p>
<p>第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 教育委員会印</p>	<p>(1) 教育委員会印</p>
<p>(2) 教育長印</p>	<p>(2) 教育長印</p>
<p>(3) 教育長職務代理人印</p>	<p>(3) 教育長職務代理人印</p>
<p>(4) 小・中学校印</p>	<p>(4) 小・中学校印</p>
<p>(5) 小・中学校長印</p>	<p>(5) 小・中学校長印</p>
<p>(6) 小・中学校長職務代理人印</p>	<p>(6) 小・中学校長職務代理人印</p>
<p>(7) 少年補導センター所長印</p>	<p>(7) 少年補導センター所長印</p>
<p>(8) 少年補導センター運営協議会長印</p>	<p>(8) 少年補導センター運営協議会長印</p>
<p>(9) 図書館長印</p>	<p>(9) 図書館長印</p>
<p>(10) 美術館長印</p>	<p>(10) 美術館長印</p>
<p>(11) 窪川B&amp;G海洋センター所長印</p>	<p>(11) 窪川B&amp;G海洋センター所長印</p>
<p><u>(12)</u> 窪川四万十会館長印</p>	<p><u>(12)</u> 窪川勤労者体育センター所長印</p>
<p><u>(13)</u> 窪川ふるさと未来館長印</p>	<p><u>(13)</u> 窪川四万十会館長印</p>
<p>(公印のひな形及び寸法等)</p>	<p><u>(14)</u> 窪川運動場管理事務所長印</p>
<p>第4条 公印のひな形、寸法、素材、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。</p>	<p><u>(15)</u> 窪川ふるさと未来館長印</p>
<p>(補則)</p>	<p>(公印のひな形及び寸法等)</p>
<p>第4条 公印のひな形、寸法、素材、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。</p>	<p>第4条 公印のひな形、寸法、素材、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。</p>
<p>(補則)</p>	<p>(補則)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>

改正後

別表（第4条関係）

公印のひな形	寸法	素材	書体	管守者	個数
(略)					
四万十町 窪川B&G 海洋センター 所長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課 長	1
窪川四 万十会 館長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課 長	1
窪川ふる さと未来 館長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課 長	1

改正前

別表（第4条関係）

公印のひな形	寸法	素材	書体	管守者	個数
(略)					
四万十町 窪川B&G 海洋センター 所長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課 長	1
窪川勤労者 体育センター 所長印	<u>方18ミリメートル</u>	<u>柘</u>	<u>楷書</u>	<u>生涯学習課 長</u>	<u>1</u>
窪川四 万十会 館長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課 長	1
窪川運動 場管理事務 所長印	<u>方18ミリメートル</u>	<u>柘</u>	<u>楷書</u>	<u>生涯学習課 長</u>	<u>1</u>
窪川ふる さと未来 館長印	方18ミリメートル	柘	楷書	生涯学習課 長	1

議案第6号

四万十町社会教育委員の委嘱について

四万十町社会教育委員条例第2条の規定に基づき、四万十町社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 学校教育の関係者	榎野 一人	●●●●●●●●	再任
(2) 社会教育の関係者	久保田 啓嗣	●●●●●●●●	新任
	松下 正明	●●●●●●●●	再任
	畦地 勇	●●●●●●●●	新任
(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	酒井 紀子	●●●●●●●●	再任
	味元 加奈	●●●●●●●●	再任
(4) 学識経験のある者	本井 ゆき	●●●●●●●●	再任
	林 瑞穂	●●●●●●●●	再任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第7号

図書館協議会委員の任命について

四万十町立図書館設置条例第7条第2項の規定に基づき、図書館協議会委員を下記のとおり任命することについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	竹村 君子	●●●●●●●●	再任
	金子 仁	●●●●●●●●	再任
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	刈谷 明子	●●●●●●●●	再任
(3) 学識経験のある者	林 瑞穂	●●●●●●●●	新任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第8号

四万十町文化財保護審議会委員の委嘱について

四万十町文化財保護条例第48条第3項の規定に基づき、四万十町文化財保護審議会委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

氏名	住所	備考
酒井 寿哉	●●●●●●●●	再任
中津 吉弘	●●●●●●●●	再任
田邊 猛	●●●●●●●●	再任
宮地 昌美	●●●●●●●●	再任
伊賀 修	●●●●●●●●	再任
横山 藍	●●●●●●●●	再任
竹内 幸喜	●●●●●●●●	再任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第9号

四万十町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

氏名	住所	備考
田邊 一忠	●●●●●●●●	再任
八木 敏伸	●●●●●●●●	〃
武田 秀義	●●●●●●●●	〃
山本 俊之	●●●●●●●●	〃
西村 勝文	●●●●●●●●	〃
中平 良子	●●●●●●●●	〃
羽方 厚司	●●●●●●●●	〃
田邊 誠進	●●●●●●●●	〃
中平 ゆかり	●●●●●●●●	〃
竹内 浩子	●●●●●●●●	〃
松下 知史	●●●●●●●●	〃
下村 瑞生	●●●●●●●●	〃
中川 千秋	●●●●●●●●	〃

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第10号

令和8年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条並びに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、令和8年度における保育所の嘱託医並びに認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

施設名	嘱託医（内科医）	嘱託医（歯科医）
ひかり保育所	澤田 由紀子	かつみ歯科 石元 克実
東又保育所	澤田 由紀子	長山歯科 長山 久美子
興津保育所	澤田 由紀子	長山歯科 長山 久美子
北ノ川保育所	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
小鳩保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人
昭和保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人

施設名	学校医等
認定こども園たのの	学校医 澤田 由紀子 学校歯科医 いわさき歯科 岩崎 善仁 学校薬剤師 たいしょう薬局 野村 泰之

【根拠法令】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）抜粋

第 5 章 保育所

（職員）

第 33 条 保育所には、保育士（特区法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 （略）

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）抜粋

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第 23 条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

## 議案第11号

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月19日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

### 記

#### 四万十町教育委員会規則第 号

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則（令和2年四万十町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 高校振興係

第2条第3項を次のように改める。

3 生涯学習課に次に掲げる係を置く。

(1) 生涯学習係

(2) 保育係

第3条中「、及び」を「及び」に改め、「

(17) その他学校教育に関すること。

」を「

(17) その他学校教育に関すること。

高校振興係

(1) 高等学校の振興に関すること。

(2) 公設塾の運営に関すること。

」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

生涯学習係

- (1) 生涯学習及び社会教育の総合的な推進に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の育成に関する事。
- (3) 生涯学習における人権教育に関する事。
- (4) 国際交流に関する事。
- (5) 社会教育施設の管理に関する事。
- (6) 少年補導センターの運営に関する事。
- (7) 二十歳の集いに関する事。
- (8) スポーツの推進に関する事。
- (9) スポーツ団体の育成に関する事。
- (10) スポーツ施設の管理に関する事。
- (11) 学校施設の一般使用に関する事。
- (12) 文化芸術活動の推進に関する事。
- (13) 文化財の保存及び活用に関する事。
- (14) 窪川四万十会館の管理に関する事。
- (15) 窪川ふるさと未来館の管理に関する事。
- (16) 郷土資料館及び民俗資料館の管理に関する事。

保育係

- (1) 保育施策の推進に関する事。
- (2) 町立保育所及び幼保連携型認定こども園に関する事。
- (3) 子育て支援センターに関する事。
- (4) ファミリー・サポート・センターに関する事。
- (5) 放課後児童クラブに関する事。
- (6) 放課後子ども教室に関する事。

第5条中「

- (11) 高校教育振興対策監

」を「

- (11) 高校振興対策監

」に改める。

第6条中「高校教育振興対策監」を「高校振興対策監」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「委員会」という。)の事務局の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 学校教育課</p> <p>(2) 生涯学習課</p> <p>2 学校教育課に次に掲げる係を置く。</p> <p>(1) 教育総務係</p> <p>(2) 学校教育係</p> <p><u>(3) 高校振興係</u></p> <p>3 <u>生涯学習課</u>に次に掲げる係を置く。</p> <p>(1) <u>生涯学習係</u></p> <p><u>(2) 保育係</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務局、学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限<u>及び</u>懲戒に関すること。</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(17) (略)</p>	<p>四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「委員会」という。)の事務局の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 学校教育課</p> <p>(2) 生涯学習課</p> <p>2 学校教育課に次に掲げる係を置く。</p> <p>(1) 教育総務係</p> <p>(2) 学校教育係</p> <p>3 <u>生涯学習課</u>に次に掲げる係を置く。</p> <p>(1) <u>社会教育係</u></p> <p><u>(2) 文化振興係</u></p> <p><u>(3) 社会体育係</u></p> <p><u>(4) 保育係</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務局、学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限、<u>及び</u>懲戒に関すること。</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(17) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>高校振興係</u></p> <p>(1) <u>高等学校の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公設塾の運営に関すること。</u></p> <p>第4条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>生涯学習係</u></p> <p>(1) <u>生涯学習及び社会教育の総合的な推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会教育関係団体の育成に関すること。</u></p> <p>(3) <u>生涯学習における人権教育に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国際交流に関すること。</u></p> <p>(5) <u>社会教育施設の管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>少年補導センターの運営に関すること。</u></p> <p>(7) <u>二十歳の集いに関すること。</u></p> <p>(8) <u>スポーツの推進に関すること。</u></p> <p>(9) <u>スポーツ団体の育成に関すること。</u></p> <p>(10) <u>スポーツ施設の管理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>学校施設の一般使用に関すること。</u></p> <p>(12) <u>文化芸術活動の推進に関すること。</u></p> <p>(13) <u>文化財の保存及び活用に関すること。</u></p> <p>(14) <u>窪川四万十会館の管理に関すること。</u></p> <p>(15) <u>窪川ふるさと未来館の管理に関すること。</u></p> <p>(16) <u>郷土資料館及び民俗資料館の管理に関すること。</u></p>	<p>第4条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>社会教育係</u></p> <p>(1) <u>生涯学習の総合的な計画及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会教育施設の設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>窪川ふるさと未来館の設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(4) <u>生涯学習のために必要な設備、機材及び資料の提供に関すること。</u></p> <p>(5) <u>社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(6) <u>社会教育関係団体の指導育成に関すること。</u></p> <p>(7) <u>講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること。</u></p> <p>(8) <u>国際交流に関すること。</u></p> <p>(9) <u>人権教育に関すること。</u></p> <p>(10) <u>青少年及び成人教育に関すること。</u></p> <p>(11) <u>少年補導育成センターの設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(12) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(13) <u>視聴覚教育に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他生涯学習に関すること。</u></p> <p><u>文化振興係</u></p> <p>(1) <u>文化の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文化財の調査、保存及び活用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文化財保護審議会に関すること。</u></p> <p>(4) <u>町立図書館の設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(5) <u>町立美術館の設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(6) <u>窪川四万十会館の設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(7) <u>郷土資料館の設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p>(8) <u>民族資料館の設置及び管理運営に関すること。</u></p>

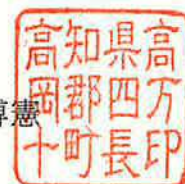
改正後	改正前
<p>保育係</p> <p>(1) 保育施策の<u>推進</u>に関する事。</p> <p>(2) 町立保育所及び幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>(3) 子育て支援センターに関する事。</p> <p>(4) ファミリー・サポート・センターに関する事。</p> <p>(5) <u>放課後児童クラブ</u>に関する事。</p> <p>(6) 放課後子ども教室に関する事。</p> <p>(職員職)</p> <p>第5条 事務局及び教育機関に次の職を置くことができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>高校振興対策監</u></p> <p>(12)～(29) (略)</p> <p>(職員職責)</p> <p>第6条 教育次長、課長、副課長、教育対策監、<u>高校振興対策監</u>、係</p>	<p><u>社会体育係</u></p> <p>(1) <u>町民スポーツの振興に関する事。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ団体及びレクリエーション団体の育成並びに指導者養成に関する事。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ施設及びレクリエーション施設の設置及び管理運営に関する事。</u></p> <p>(4) <u>B&amp;G海洋センターの設置及び管理運営に関する事。</u></p> <p>(5) <u>勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する事。</u></p> <p>(6) <u>スポーツ推進委員に関する事。</u></p> <p>(7) <u>学校施設を利用する生涯学習に関する事。</u></p> <p>(8) <u>地域スポーツクラブに関する事。</u></p> <p>(9) <u>その他町民スポーツに関する事。</u></p> <p>保育係</p> <p>(1) 保育施策に関する事。</p> <p>(2) 町立保育所及び幼保連携型認定こども園の<u>設置及び管理運営</u>に関する事。</p> <p>(3) 子育て支援センターの<u>設置及び運営</u>に関する事。</p> <p>(4) ファミリー・サポート・センターの<u>設置及び運営</u>に関する事。</p> <p>(5) <u>児童会館及び放課後児童健全育成</u>に関する事。</p> <p>(6) 放課後子ども教室に関する事。</p> <p>(職員職)</p> <p>第5条 事務局及び教育機関に次の職を置くことができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>高校教育振興対策監</u></p> <p>(12)～(29) (略)</p> <p>(職員職責)</p> <p>第6条 教育次長、課長、副課長、教育対策監、<u>高校教育振興対策監</u>、係</p>

改正後	改正前
<p>長及びその他の職員の職責は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>高校振興対策監</u>は、上司の命を受けて町内の中学校及び高校の連携並びに高校の教育振興に関する事務を掌理する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>係長及びその他の職員の職責は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>高校教育振興対策監</u>は、上司の命を受けて町内の中学校及び高校の連携並びに高校の教育振興に関する事務を掌理する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

7 四農第 4 9 5 号  
令和 8 年 2 月 1 6 日

四万十町教育委員会  
教育長職務代理者 谷口 和史 様

四万十町長 中尾 博憲



四万十町教育委員会に対する事務委任について（協議）

このことについて、下記事項を貴委員会に事務委任したいため協議します。

記

四万十町農村地域活性化複合施設の管理及び運営に関すること

以上

7 四学教第 7 2 5 号  
令和 8 年 3 月 1 9 日

四万十町長 中尾 博憲 様

四万十町教育委員会  
教育長職務代理者 谷口 和史

事務委任の協議について（回答）

令和 8 年 2 月 1 6 日付け 7 四農第 4 9 5 号で協議のあった事務委任については、  
同意します。

記

- 1 協議内容  
四万十町農村地域活性化複合施設の管理及び運営に関すること
  
- 2 効力の発生日  
令和 8 年 4 月 1 日